

登園許可書

令和 年 月 日

大府市立 保育園園長 殿

医療機関名

醫師名 _____ 印 _____

*園児名

(* 印記入の上受診してください)

この園児は、治療が完了したので、登園しても予防上の支障や他の園児への感染のおそれのないことを証明します。

登園停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※ 登園停止開始日が、特定できない場合は、空欄でも可

【感染症名】 ※該当の病名を○で囲んでください。

麻疹 流行性耳下腺炎

風 疹 水 痘 咽頭結膜熱

その他の感染症()

※ 別表1を参照してください。

※その他の感染症とは、症状によって園医、その他の医師において登園の許可を判断する感染症を記入する。

別表1 学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類と出席停止の期間の基準について

(最終改正 令和5年4月28日号外文部科学省令第22号[令和5年5月8日])

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペストマールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス〔令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る〕であるものに限る）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす		